

○議長（茅沼隆文）

日程第9 議案第13号 開成町消防団員等公務災害補償条例及び開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）等の施行に伴い、町条例においても関係条例の規定を整理したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例及び開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第13号 開成町消防団員等公務災害補償条例及び開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町消防団員等公務災害補償条例及び開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、条例改正の趣旨でございます。この二つの条例につきましては、昨年12月会議においても改正をさせていただいておりますが、前は厚生年金保険法の一部改正に伴う調整率の改定でありました。今回は地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令や、労働者災害保険法、いわゆる労災法の改正に伴う条例改正となります。

公務災害が発生した場合、労災年金と公的年金給付の二つが併給される場合には、労災年金に調整率を乗じた額を支給することとなっております。労災保険法の改正により、労災年金に乘じる調整率が変更になったことに伴い、地方公務員災害補償施行令の調整率も変更になりました。

町の非常勤職員の公務災害条例は、この施行令の調整率を準用しておりますので、今回改めるものであります。また、消防団員等の公務災害補償制度における調整率につきましても、施行令と同じ調整率が用いられているため、消防団員等の公務災害補償条例も改正するものであります。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町消防団員等公務災害補償条例及び開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

第1条 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後になります。

最下段でございます、条例第18条の2の利害の公務災害における傷病補償年金の欄中、障害厚生年金等の調整率を0.86から0.88に改めるものです。

続いて、2ページ目になります。傷病補償年金のうち条例第18条の2に定める特殊公務災害につきましては、障害厚生年金等につきまして、調整率を0.91から0.92に改めるものでございます。

3ページになります。休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の変更を定めております。

続きまして、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正です。

第2条、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

条例中、傷病補償年金及び障害補償年金の調整率を0.86から0.88に変更するものでございます。改正内容につきましては、消防団員等公務災害補償条例と同様の内容となっております。

9ページ目をお開きください。附則になります。

条例の施行日は平成28年4月1日となります。

第2項と第3項につきましては、経過措置となります。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第13号 開成町消防団員等公務災害補償条例及び開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。これで散会いたします。

午後4時15分 散会